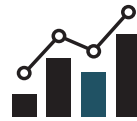




福智町

中期財政計画



第4次 2023 ▶▶▶▶ 2027【令和5年度～令和9年度】

目次

序章 まちの姿

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と経緯 04
- 2 計画策定の目的 05
- 3 計画の期間等 05

第2章 前計画期間内の財政状況

- 1 歳入の状況 06
- 2 歳出の状況 07
- 3 基金・地方債の状況 08
- 4 実質公債費比率の推移 08
- 5 経常収支比率の推移 09
- 6 財政力指数の推移 09

第3章 第4次中期財政計画の策定

- 1 財政収支推計の前提条件 10
- 2 歳入の見通し 12
- 3 歳出の見通し 14
- 4 財政指標等の推移 16

第4章 おわりに



※ P4～5の用語解説

【福智町総合計画】▶町の全てに関わる最上位に位置づけられるマスタープラン。長期展望を持ち、計画的で効率的な行政運営の指針を盛り込み、町の将来像や成すべき施策や体制、プログラム等を網羅しています。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】▶人口減少・少子高齢化という課題に対し、国と地方が一体となって取り組む計画。町の人口ビジョンや目標を設定し、地方のしごとや経済、観光、農林水産業などを活性化するための施策を策定します。

【一般会計】▶福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を総理するための会計です。

【普通会計】▶総務省の地方財政決算統計上における会計区分で、本町では一般会計に「福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計」を加えたものを普通会計としています。

【特別会計】特定の目的のための会計で、国民健康保険料など特定の収入・支出があり、一般会計とその収支を切り離して経理する会計を指します。



序 章 まちの姿

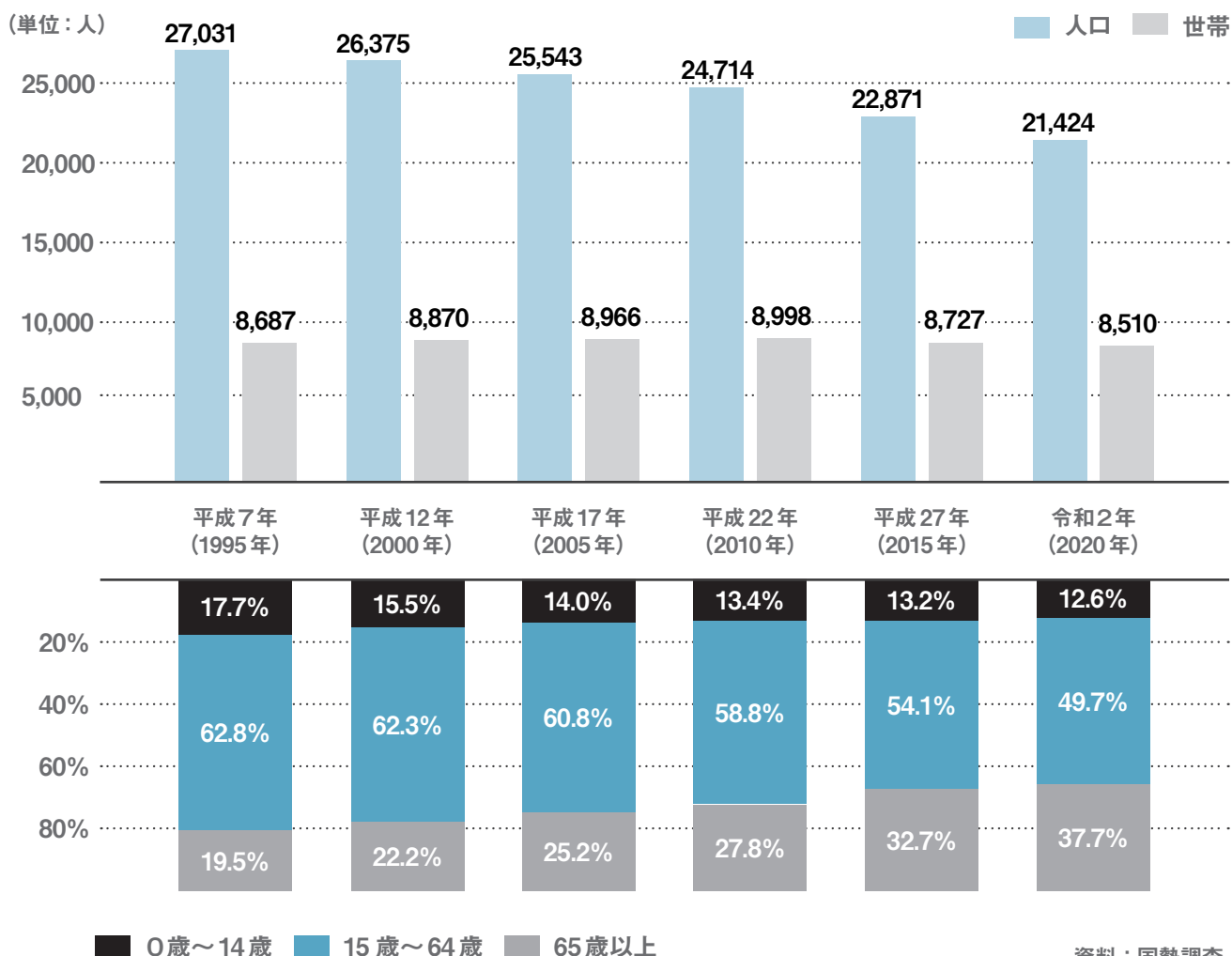
1 まちの人口 下げ止まりが見えない人口減少「令和27年には人口約1万2,500人」に

▶ 福智町の人口は、昭和30年の炭鉱最盛期に4万2,257人を記録し、昭和60年以降、減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、令和27年の福智町の人口は合併当初から半減し、約1万2,500人になることが予想されています。

▶ また、平成7年には、年少人口と老年人口が逆転し、令和2年からは老年人口の減少が始まり、令和27年には生産年齢人口と老年人口が、ほぼ同数になることが推計されています。総人口は、平成27年の国勢調

査で推計値より人口が減少したことで、将来予想の人口カーブが下方修正されましたが、令和2年の国勢調査では、その推計と比較して、人口は307人増となり、老年人口は252人増、生産年齢人口は77人の増ですが、年少人口は26人減となっています。

▶ このことから、定住促進施策の一定の成果や介護環境等による老年人口の転入超過が確認できる一方、下げ止まりが見えない人口減少を見据えた効率的な行財政運営が求められています。



【生産年齢人口】▶ 生産活動を中心となって支える15～64歳の人口を指します。労働の中核的な担い手として経済に活力を生み出す一方、社会保障を支える存在でもあります。戦後のベビーブーム以降は全国的に減少に転じています。



1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と経緯 福智町の「2030年問題」を乗り越えるために

1 2030年度までに持続可能な「福智町のあるべき姿」へ

▶ 町の財政は令和4年度決算で、家計でいえば貯金にあたる「基金」が過去最高額を更新しました。一方、家計でいえば借金にあたる「起債残高」は過去最低額となり、一見好転しているように見えます。しかしながら、その要因は次に示す「ふるさと納税」と「過疎地域指定の激変緩和措置」の2点であり、いずれも国の制度に依存したものとなっています。

▶ 特に、時限立法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、2030（令和12）年度が最

終年度となり、その後は、基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされることが予想されます。

▶ したがって、2030（令和12）年度までに本町が抱える課題を解決し、経常的支出を抑制し、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう「持続可能な福智町のあるべき姿」に近づけていかなければなりません。

▶ そのためには、各課、各職員がコスト意識と経営感覚を高め、将来あるべき町の姿を想定し、費用対効果を重視した事業実施が求められます。

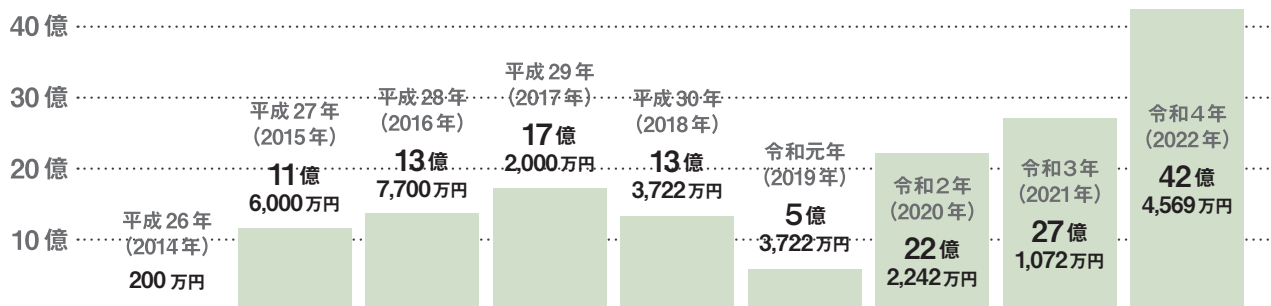
2 永続的な制度ではない「ふるさと納税」

▶ 福智町のふるさと納税は、企業連携や特産品開発などの創意工夫により、本格実施した初年度の平成27年度から10億円以上の寄附額を達成。県内1位を経て、令和4年度までの8年間で、その寄附総額は150億円を突破しています。

▶ ふるさと納税の寄附金は、寄附者が選んだ使用目的別に町の各種基金に積み立てており、町の税収額を上

回る貴重な財源となっています。また、その波及効果は、企業誘致や雇用創出をはじめ、地域活性化と町のプロモーションにつながっています。

▶ しかしながら、ふるさと納税制度はこれまで大幅な制度改正が重ねられ、都市部からの財源流出が全国的な課題となっており、制度の存続を含め、その先行きは不透明な状況となっています。



3 「過疎対策事業債」の期限は2030（令和12）年度まで

▶ 過疎地域における財政上の特別措置として「過疎対策事業債」があります。「福智町過疎地域持続的発展計画」にある事業が対象で、事業費の100%を国から借り入れることができ、その元利償還金分の70%が地方交付税に算入される有利な財源です。

▶ 本来であれば、本町は令和2年度末をもって過疎地域指定から外れる予定でしたが、度重なる国への陳情や指

定継続の必要性を訴えてきたことで、「激変緩和措置」が講じられ、令和12年度を期限とした「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、引き続き過疎地域指定が継続されることとなりました。なお、町では平成22年度から令和4年度までの13年間で、68億240万円分（ハード事業51億3,530万円・ソフト事業16億6,710万円）の事業で過疎対策事業債を活用しています。

4 「合併特例債」の期限は令和7年度まで

▶ 町の行財政で重要な役割を果たしてきた財源に「合併特例債」があります。「福智町新町建設計画」にある事業が対象で、事業費の95%を借り入れることができ、その元利償還金分の70%が地方交付税に算入される

有利な財源となっています。福智町の合併特例債の発行限度額は133億9,680万円で、これまで120億円以上活用し、令和7年度を発行期限とした残額は令和4年度末時点で13億6,710万円となっています。

5 「2031年以降の基金を取り崩すしかない将来」を想定する

▶ 前述のとおり、町では他の起債を除き、これまで「過疎対策事業債」および「合併特例債」で188億3,210万円を活用してきており、これらの財源が無くなるだけでも行財政に多大な影響を及ぼすことは、想像に難くないでしょう。また、各種基金は、その使用用途が限られているため、柔軟に充当できるものでもありません。

▶ 令和13年度以降、財源の選択肢が無くなり、基金を取り崩すしかない将来が想定される中で、私たちは

2030（令和12）年度までに「持続可能な福智町のあるべき姿」を描き、実現させるため、一人ひとりが町の将来を展望し、自らのこととして真剣に考え、町が抱える課題と向き合い、費用対効果を踏まえた効率的な業務を遂行しなければなりません。

▶ 私たちには、真に住民ニーズに即した施策と事業の選択と集中により、最小の経費で最大の効果を挙げるものが求められています。

2 計画策定の目的

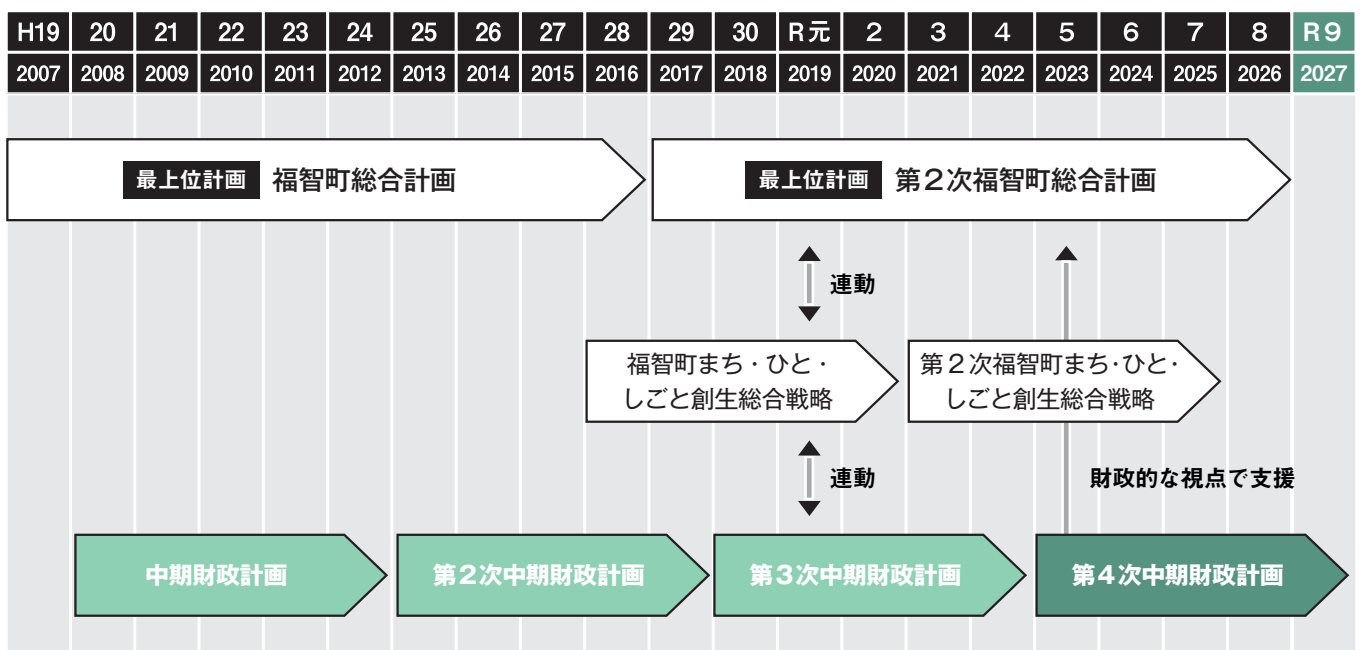
▶ 本計画は、福智町総合計画の期間における歳入予測や各種施策と連動した歳出見通し、投資結果の将来負担を示すことで、総合計画を財政的視点で支え、計画

的で持続可能な財政運営を行うための指針とするものです。また、本町が将来的に直面する課題や求められる取り組み等に触れ、行財政の方向性を示しています。

3 計画の期間等

計画期間 ▶ 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

会計の単位 ▶ 会計単位は普通会計（一般会計）、地方財政状況調査における決算統計の数値を使用





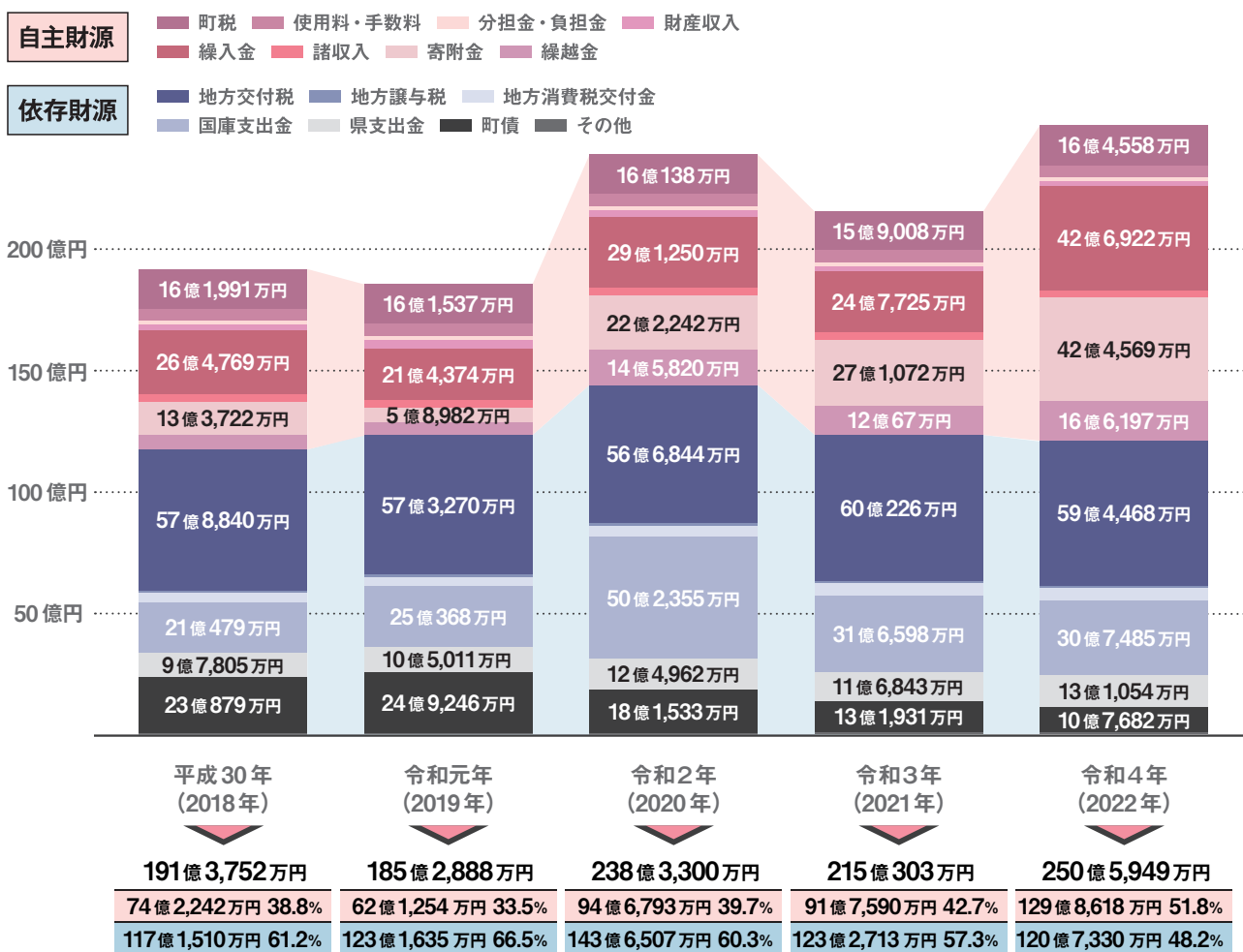
第2章 前計画期間内の財政状況

1 歳入の状況 好調なふるさと納税額を除けば自主財源は3割以下

▶ 本町の財政は、収入全体に占める町税などの自主財源の割合が低く、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存してきたため、合併後の大型事業は合併特別債や過疎債などの地方交付税措置のある有利な地方債を活用しながら財政運営を行ってきました。

▶ 令和4年度は合併後初めて自主財源が依存財源を

上回りましたが、主な要因はふるさと納税であり、比率の改善は一過性の事象に過ぎず、気を緩めることができない状況です。さらに、自主財源の中には42億7千万円の基金の取り崩しや16億6千万円の前年度繰越金が含まれているため、町税などの純粋な自主財源は28.2%に留まります。



3

【町税】▶ 町に納める「町民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」などの税金です。

【町債】▶ 町の借入金(借金)で、償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるものの財源に充てられます。

【国庫支出金・県支出金】▶ 国庫支出金は町が行う特定の事業に対して国から交付され、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。県支出金は基本的な仕組みは国庫支出金と同様です。

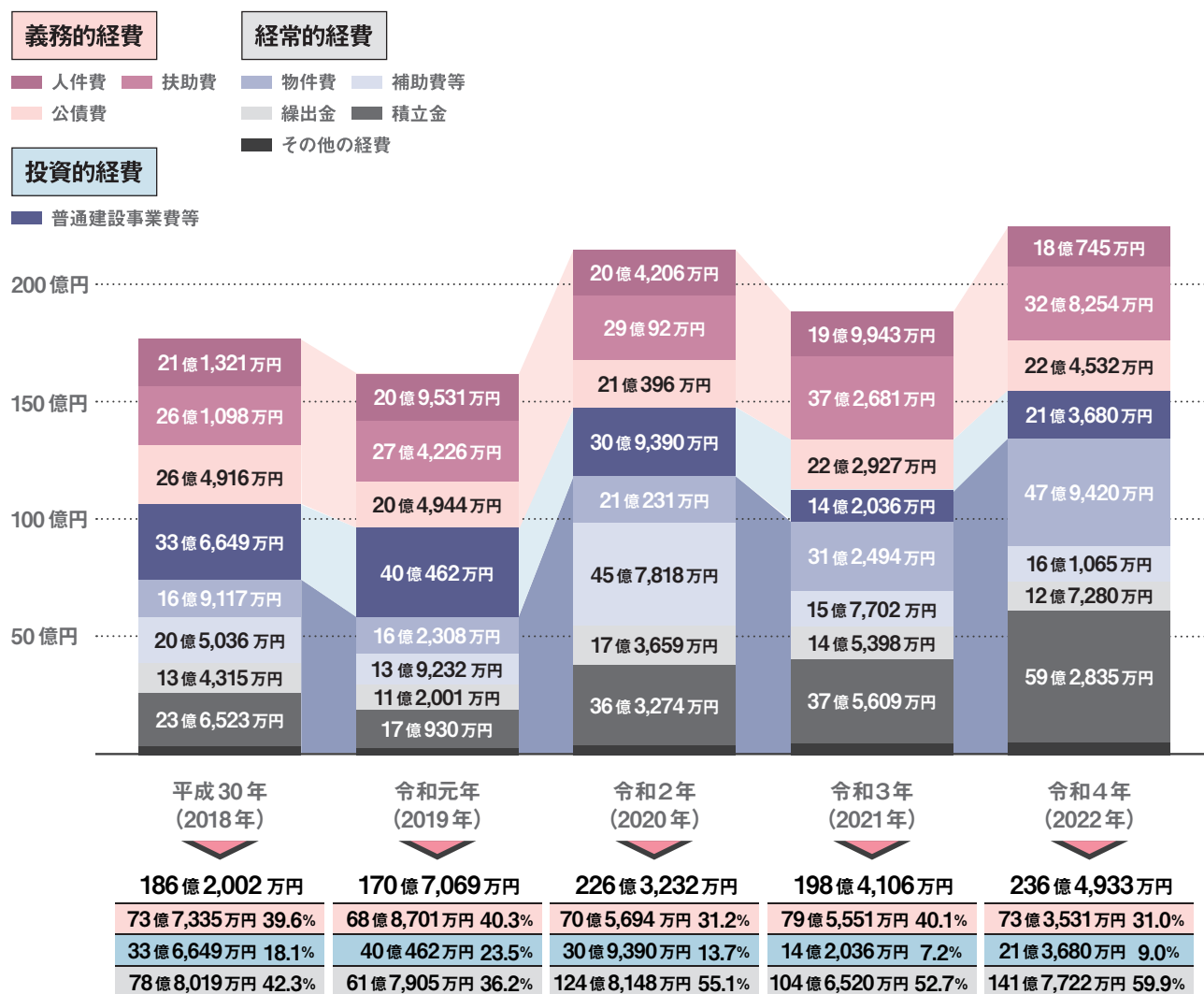
【自主財源・依存財源】▶ 自主財源は、町が自主的に収入できるお金のことを指し、町税や使用料などが該当します。依存財源は、国や県の決定で交付される収入のことで、補助金や地方交付税のほか、町債などが該当します。

2 歳出の状況 社会情勢に乗じた新たな財政需要が急増

▶ 町の経費に欠くことができない町職員などの人件費は、再任用職員の活用や定員適正化を図り、計画的に抑制してきました。町の借金返済を意味する公債費も繰上償還などで抑制に努めてきましたが、近年の大規模自然災害や新型コロナウイルス、物価高騰対策による扶助費が膨らみ、令和4年度に町が支出した一般

会計の総額236億5千万円のうち、義務的経費は73億4千万円で、全体の31.0%を占めています。

▶ 普通会計予算は黒字を確保していますが、その実態は地方債の発行と基金の取り崩しによるものです。家計に例えると、借金であるローンを増やし、将来への蓄えである貯金を切り崩しているイメージです。



【人件費】▶ 職員給与や議員報酬など。【扶助費】▶ 社会保障制度の一環として、高齢者、児童、心身障がい者などに対して行う支援のための経費。【公債費】▶ 事業を行うために借りたお金の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

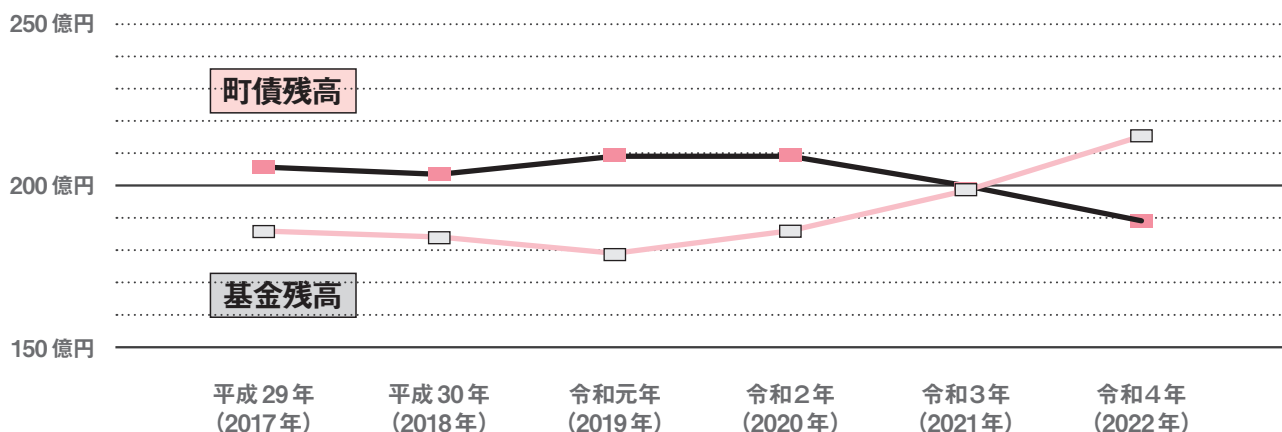
【物件費】▶ 旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費。【補助費等】▶ 町から他の団体などに対して行政上の目的から支払う経費。報償費（講師謝金等）、役務費（保険料等）、負担金・補助金および交付金（助成金等）などが該当します。

【繰出金】▶ 普通会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用をするための経費。【積立金】▶ 計画的な財政運営を目的として基金に積み立てる経費。

【普通建設事業費等】▶ 道路や公共施設の建設に必要とされる経費や災害で被災した施設などを復旧するための経費。

3 基金・地方債の状況 地方債(借金)残高は過去最少で基金(貯金)残高は過去最多に

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町債残高	205億878万円	203億4,723万円	209億4,707万円	207億8,446万円	199億9,025万円	189億2,260万円
基金残高	185億8,815万円	183億908万円	178億7,464万円	185億9,489万円	198億7,373万円	215億3,286万円



▶ 地方債(町債)は、家計に例えると借金(ローン)にあたり、令和4年度末の残高は前年度末から約10億7千万円減少し、約189億2千万円となっています。ただし、その残高すべてが借金という訳ではなく、その内の約70%に相当する130億8千万円は、今後、地方交付税に算入されて交付されるため、本町の純然たる借金は58億4千万円程度と推計されます。

▶ 家計に例えると貯金にあたる基金は、条例や法令に基づいて設置され、特定の目的のために活用します。普通会計では22の基金があり、令和4年度末の残高は、対前年比16億6千万円増の約215億3千万円。ふるさと納税など約59億2千万円を積み立てましたが、ふるさと納税関連経費や事業費財源として約42億6千万円を取り崩しました。

4 実質公債費比率の推移 適正な町債・管理の発行で水準を保持

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質公債費比率	4.4	3.9	4.6	5.1	6.0

▶ 実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを示す比率で、18%以上の場合は、起債するにあつ

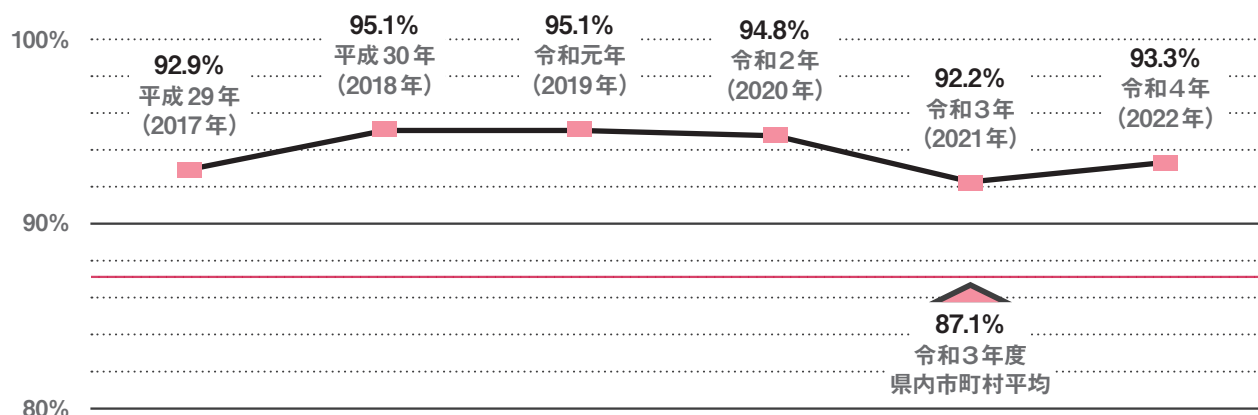
て県や総務省の許可を要しますが、本町の比率は抑制した水準を保持しています。

5

【地方債】▶ 町が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担し、年度を越えて元利を償還するもので、証書借入または証券発行の形式を有しています。

【実質公債費比率】▶ 国が定めた地方自治体の財政状況の健全度をみる指標のひとつで、家計に例えると年度に支払う借金(ローン)と、給料のような経常収入に占める割合。過去3年間を計算し、その平均値が比率となり、低ければ低いほど、借金の返済以外で自由に使えるお金が多いことになります。

5 経常収支比率の推移 依然として硬直化から脱却できない財政構造



▶ 経常収支比率は、財政構造の弾力性（自由に使える財産の割合）を表す比率です。家計に例えると、住居費、食糧費、光熱水費やローンの返済など毎月確実に支出される経費に対して、給料などの毎月決まって得られる収入の割合を表した比率で、割合が高いほど弾力が無く、財政状況が硬直化していることを指します。

▶ 経常収支比率は、70%から80%が理想的な数値とされる中、令和4年度は93.3%で、令和3年度より1.1%悪化しています。令和3年度の県内市町村平均値87.1との比較では6.2%上回っており、依然として慢性的な硬直化から脱却できていない本町の厳しい財政構造が顕著に現れています。

6 財政力指数の推移 全国最低レベルの財政力

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政力指数	0.26	0.27	0.27	0.27	0.27

▶ 基準財政収入額を基準財政需要額で割った過去3年間の平均値が財政力指数です。収入額が需要額を上回ると1.0を超え、指数が高いほど自力があり、指数が低いほど国への依存が高いとされます。また、指数が1.0を上回れば地方交付税が支給されない不交付

団体となります。福智町の財政力指数は令和3年度の県内市町村平均値0.53（人口規模が類似する団体の平均値は0.57）に対して0.27と、全国的にも最低レベル。今後、地場産業の活性化、企業誘致や観光促進など、税収入の確保による財政基盤の強化が必要です。



【基準財政収入額】 ▶ 地方交付税の算定に用いるもので、収入額は各地方公共団体の標準的な地方税の収入（町民税や軽自動車税など）と地方譲与税などをもとに算定。需要額は、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」で、経費全体を指すものではなく、行政経費に充てられる財源のうち、国庫補助金や使用料など特定財源を除いた一般財源の額となります。

1 財政収支推計の前提条件

■ 積算区分に応じて推計方法を微調整した今後5年間の収支見通し

▶ 本計画は「普通会計」ベースによる財政見通し（将来推計）をもとに策定しています。また、推計の基礎となる年度別の事業計画（事業費等）については、町の総合計画の個表をもとに推計しています。なお、本計画は将来の人口推計（人口ビジョン）や、現時点で予定されている制度改正等をもとに、町税・地方交付税などの歳入や、標準的な歳出（普通建設事業費等）の見通

しとあわせて、将来にわたる「収支見通し」を明らかにするものであり、今後の決算・予算規模の見通しを示すものではありません。このため、単年度の歳入歳出差引額に収支不足が生じた場合であっても、基金繰入金等による収支調整は行わず、あえて不足額を示すことで、その収支不足が生じる時期や規模の見込みを示しています。

【歳入の積算】 ※主要費目のみ記載

区分		積算内容
自主財源	町税	町税は平成30～令和4年度最終調定額と徴収率の平均値を基本に、福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来推計人口を考慮して算定します。
	使用料・手数料 分担金・負担金	公共施設の統廃合や人口減少を考慮して使用料・手数料を推計。分担金については未計上とします。
	繰入金	特定目的基金については、現行どおり各基金の目的に沿う事業に充当。
	寄附金	ふるさと納税額については今後の動向が不透明なため、未計上とします。
依存財源	地方交付税	令和4年度決算をベースを基本とし、公債費算入分については各年度の公債費（借入見込額）により算出します。
	国庫支出金・ 県支出金	現行の補助制度等が継続して実施されるものとして算出します。
	町債	合併特例事業計画および過疎地域自立促進計画を基本とし、充当可能額を計上。臨時財政対策債は普通交付税の推移に併せて推計しています。

【歳出の積算】 ※主要費目のみ記載

区分		積算内容
義務的経費	人件費	令和4年度の普通会計職員数210人(総職員数234人)を基に、定年退職職員や新規採用職員、再任用職員数を考慮して算出。令和9年度末の職員見込み数(再任用職員を含む)は、194人(総職員数218人)と推計しています。
	扶助費	令和4年度決算額を基準に、高齢・障がい・児童福祉費等の区分ごとの伸び率から推計しています。
	公債費	既存の借入分については償還計画に基づく額、新規起債発行に伴う公債費については、発行計画における起債額の積上げ等により償還額を各年度毎に試算し推計。また、新発債の発行条件は、現行の各事業により10年、12年、15年、20年超の償還期間(据置期間を含む)を設定し、借入利率については、現行の利率+0.3%を基本とします。
投資的経費	普通建設事業費・災害復旧事業費	合併特例債事業や過疎対策事業、公営住宅の各建設事業については、過去の決算額にとらわれず、今後の総合計画の事業実施計画を基本として推計。公営住宅建設事業については、公営住宅長寿命化計画との整合性を保ちつつ、さらに後年度の公債費負担を勘案し計上しています。なお、豪雨や台風等による大規模災害は見込まず、その他の年度の決算額や決算見込額を基本として推計します。
経常的経費	物件費	令和4年度決算、令和5年度当初予算額を基本とし、過去の決算額の推移、伸び率を参考に推計しています。
	補助費等	令和4年度決算、令和5年度当初予算額を基本とし、過去の決算額の推移、伸び率を参考に推計しています。町独自の団体や事業に対する助成(補助)金については毎年度実績報告書などの提出を求め、繰越金のある団体や事業については、減額方向で随時検討していきます。
	繰出金	令和4年度決算、令和5年度当初予算額を基本とし、また、各特別会計ごとの繰出基準に則して推計しています。
	積立金	各基金の預金利息分については、令和4年度決算、令和5年度当初予算額を基本として推計。債券運用利息分については、現保有債券の期間および表面利率で計上します。



【財政調整基金】▶年度間で生じる財源の不均衡を調整するために積立てる基金のことです。災害などの不測の事態に備え、財源に余裕がある年度に積み立てておくものとされています。

【減債基金】▶町の借金を返すためのお金をあらかじめ確保し、財政を健全に運営するために積み立てる基金です。

2 歳入の見通し

ふるさと納税「0」計上で見込むと負のスパイラルに

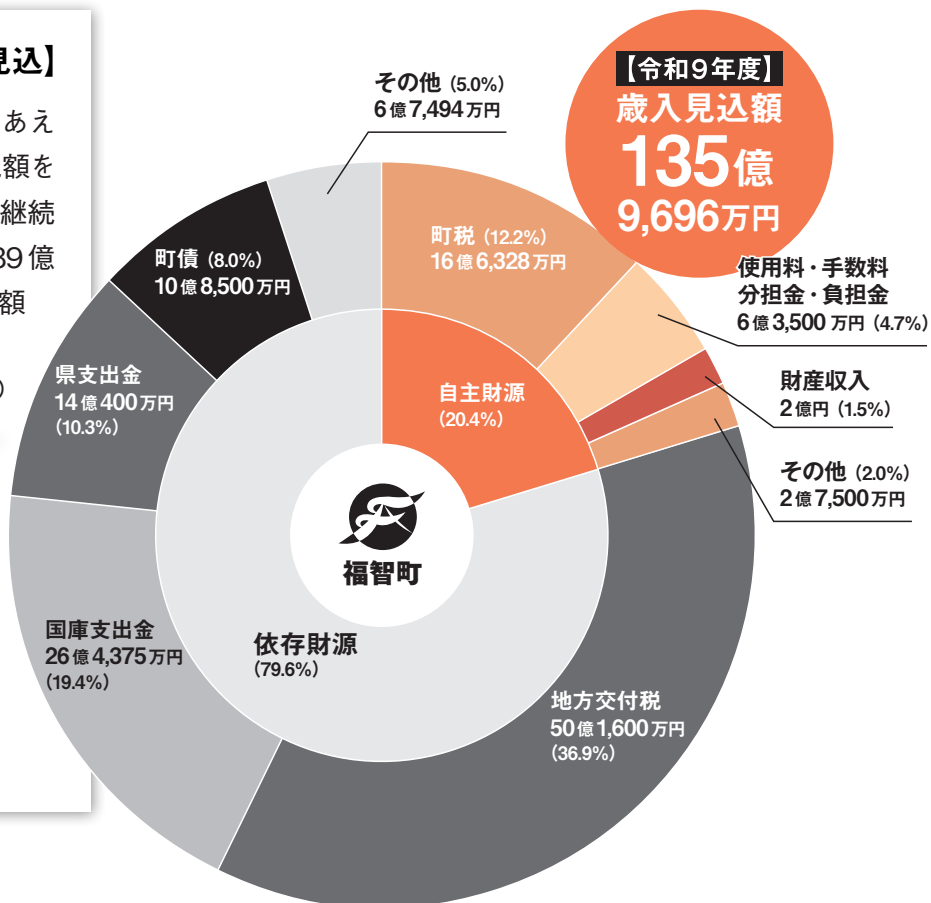
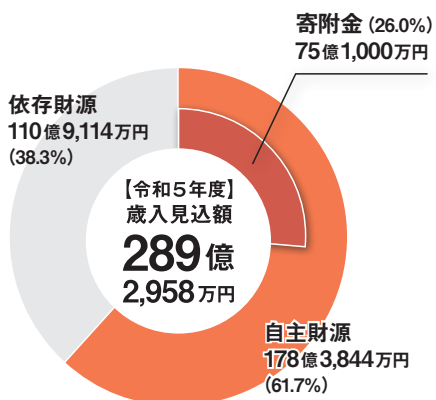
▶ 今や町の税収を上回る貴重な財源であるふるさと納税は、令和5年10月からさらに厳格化された新制度での運用となり、本町における寄附額の見通しは不透明な状況となっています。そのため、本計画では寄附金を「0」で計上し、あえて厳しい視点で今後5か年を試算。連動する前年の余剰金である繰越金は当然無く

なり、単年度の収支不足を補填する繰入金（貯金の取崩し）も「0」で想定すると、令和4年度の歳入決算額は236億5千万円に対し、令和9年度には100億円以上減の約136億円となります。国や県に頼る依存財源は79.5%で、町の自主財源はわずか20.5%に留まる見込みです。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
町税	16億6,007万円	16億6,207万円	16億6,207万円	16億6,307万円	16億6,328万円
使用料・手数料	4億6,685万円	4億7,600万円	4億7,300万円	4億7,500万円	4億7,500万円
分担金・負担金	1億4,550万円	1億4,500万円	1億5,200万円	1億5,800万円	1億6,000万円
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0
財産収入	2億2,300万円	2億2,400万円	2億1,300万円	2億1,800万円	2億円
諸収入	2億8,300万円	2億8,200万円	2億7,900万円	2億7,800万円	2億7,500万円
寄附金	0	0	0	0	0
自主財源計	27億7,842万円	27億8,907万円	27億7,907万円	27億9,207万円	27億7,328万円
地方交付税	58億2,600万円	56億1,000万円	53億9,500万円	51億9,800万円	50億1,600万円
国庫支出金	29億8,630万円	28億9,671万円	28億981万円	27億2,551万円	26億4,375万円
県支出金	12億6,900万円	12億9,700万円	13億2,400万円	13億7,100万円	14億400万円
地方譲与税	9,955万円	1億500万円	1億300万円	1億100万円	1億194万円
消費税交付金	5億2,800万円	5億2,000万円	5億1,300万円	5億2,500万円	5億2,800万円
町債	19億5,210万円	19億5,025万円	17億3,500万円	9億9,500万円	10億8,500万円
その他交付金等	4,279万円	4,300万円	4,200万円	4,400万円	4,500万円
依存財源計	127億374万円	124億2,196万円	119億2,181万円	109億5,951万円	108億2,368万円
歳入合計	154億8,216万円	152億1,103万円	147億88万円	137億5,159万円	135億9,696万円

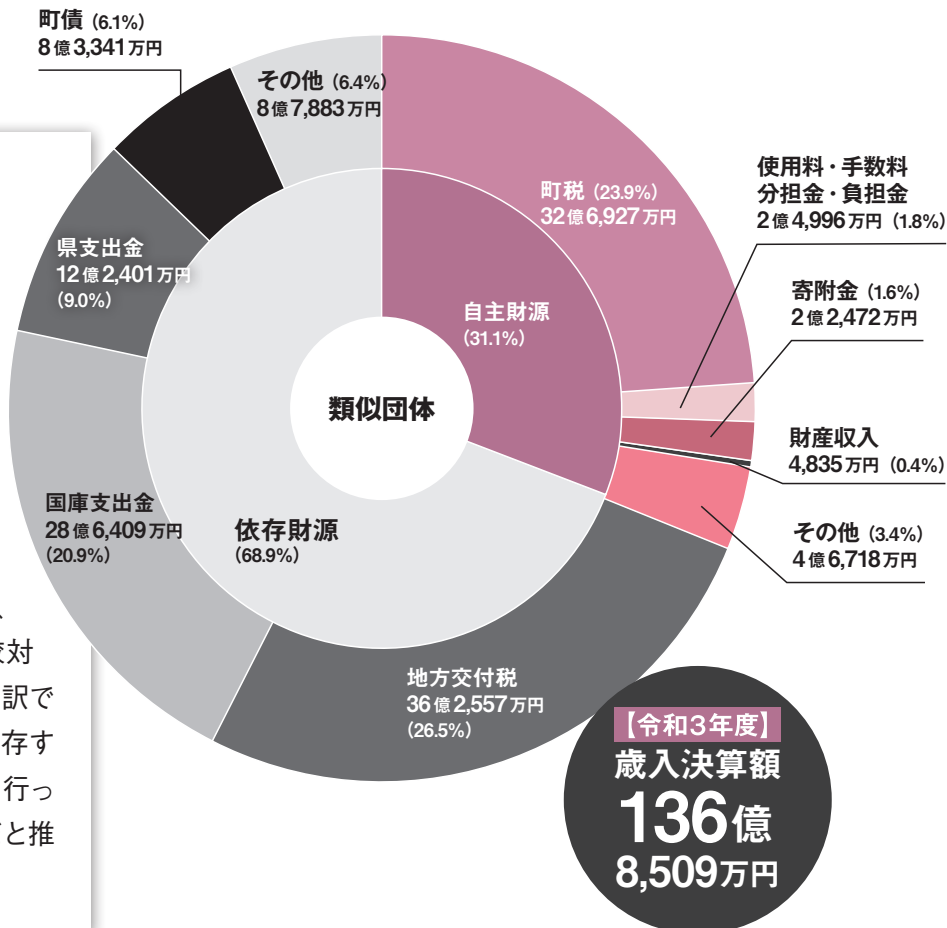
【ふるさと納税を計上した歳入見込】

▶ P12の歳入見通しにおいては、あえて厳しい視点に立つてふるさと納税額を「0」で想定しましたが、現況のまま継続した場合、令和5年度の歳入は289億3千万円となり、三町合併後、最多額の予算となる見込みです。



【県内類似団体との比較】

▶ 県内自治体で人口規模・財政規模が類似する自治体との歳入額を比較。本町は令和9年度の歳入見込額で、類似団体は令和3年度決算額のため、正確な比較対象ではありませんが、歳入区分の大きな差に気づかされます。町の自主財源の根幹となる税収入は、本町が16億6千万円に対し、ほぼ倍の32億7千万円です。比較対象は、決して裕福な団体を選定した訳ではなく、あえて本町と同じくに依存する傾向の自治体。健全な財政運営を行っている団体との自力の差は圧倒的だと推察されます。



3 歳出の見通し

国の制度に依存しなければ健全な財政運営の堅持は深刻な状況

▶ 歳入見込みと同様に、ふるさと納税関連費を未計上とした場合、収支不足は令和6年度から生じ、年々悪化する傾向で計画最終年度の令和9年度には最大10億3千万円の赤字となります。国の制度依存がなければすぐに赤字経営に陥ってしまう状況です。財源不足分を補填するために基金からの繰り入れを無計画に行い、財政調整基金から取り崩した場合、令和8年度には基金が枯渇します。

▶ 近年、ふるさと納税を原資とした地域振興基金等を政策的・重点的な事業の財源として活用してきました

が、今後についてもふるさと納税を見込まなければ、総合計画に掲げるような事業の実施は非常に困難な状況です。

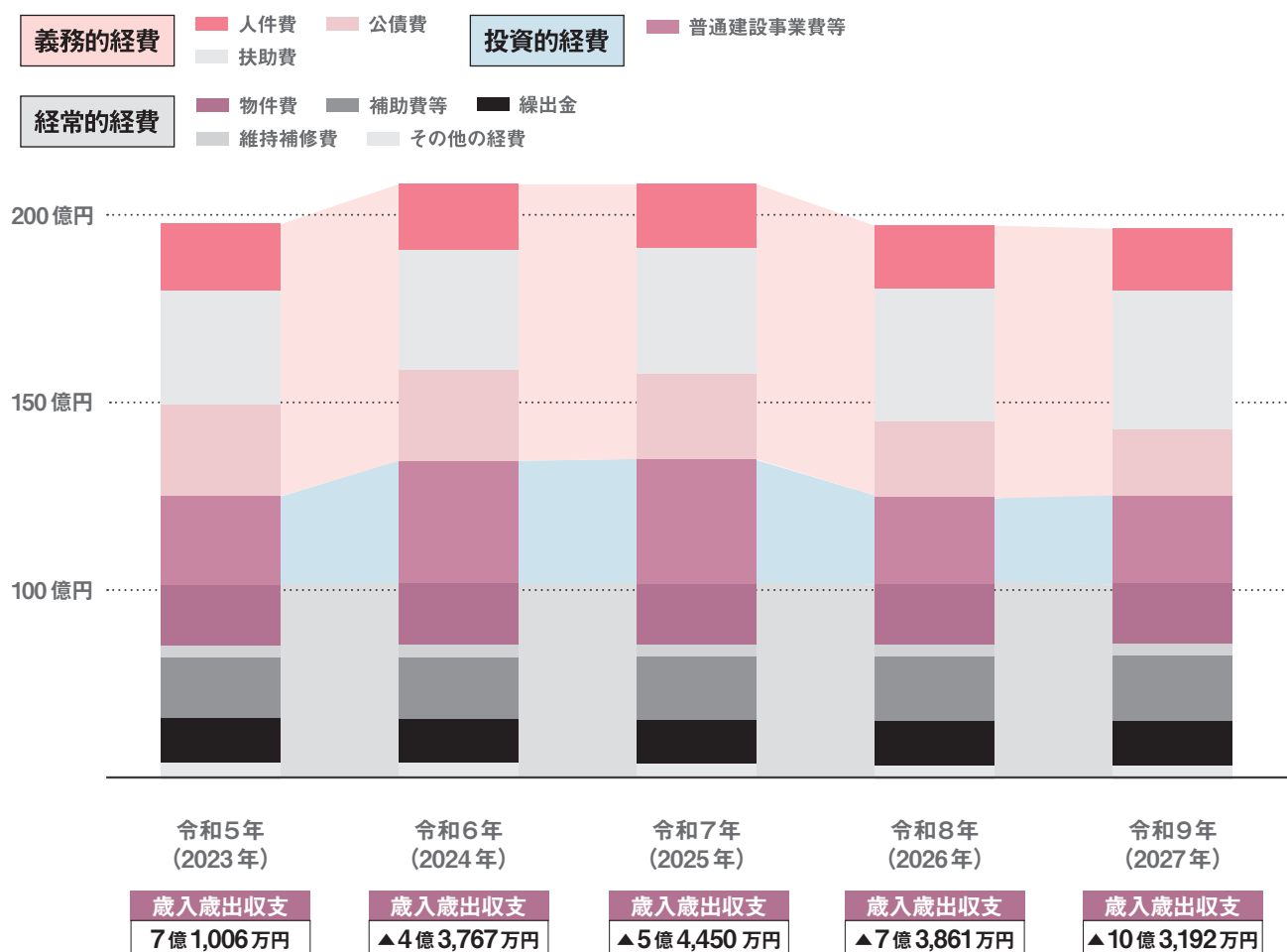
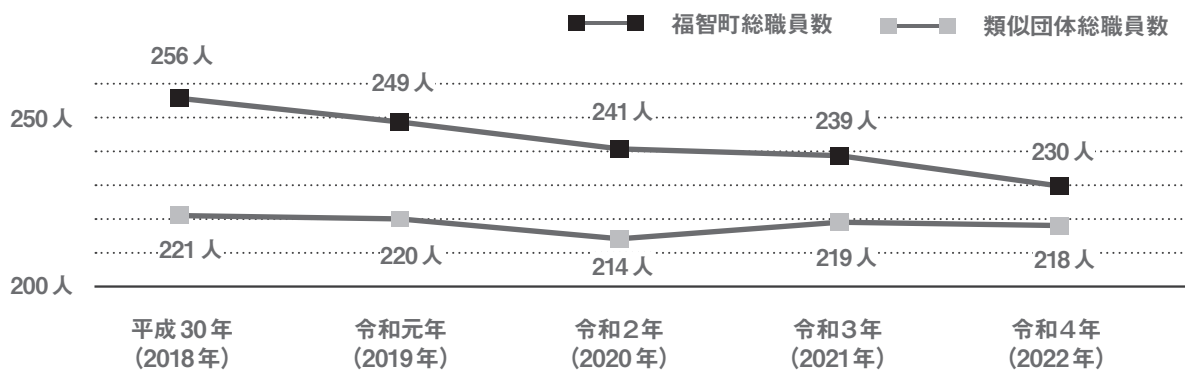
▶ 「公共施設等総合管理計画」・「公営住宅長寿命化計画」等に基づくインフラ資産は物価高騰による事業費の増加が確実となり、加えて、高齢・障がい者福祉や子育て支援制度の給付費の拡充、感染症等への対応経費や頻発化・激甚化する災害の備えなど、新たな財政需要も生じてきている中、町税や交付税などは減収予測。避けられない厳しい現実が差し迫っています。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人件費	17億7,130万円	17億3,587万円	17億115万円	16億6,713万円	16億3,379万円
扶助費	30億4,597万円	31億9,827万円	33億5,818万円	35億2,609万円	37億239万円
公債費	24億3,029万円	24億1,211万円	22億7,407万円	20億149万円	17億4,989万円
義務的経費計	72億4,755万円	73億4,625万円	73億3,341万円	71億9,471万円	70億8607万円
普通建設事業費	23億1,287万円	32億1,563万円	32億5,333万円	22億7,739万円	22億8,238万円
災害復旧事業費	4,703万円	4,703万円	4,703万円	4,703万円	4,703万円
投資的経費計	23億5,989万円	32億6,265万円	33億35万円	23億2,441万円	23億2,940万円
物件費	16億2,308万円	16億3,931万円	16億2,790万円	16億1,638万円	16億474万円
維持補修費	3億2,021万円	3億2,981万円	3億2,101万円	3億1,941万円	3億1,781万円
補助費等	16億1,065万円	16億4,287万円	16億7,572万円	17億924万円	17億4,342万円
繰出金	11億7,000万円	11億7,300万円	11億7,603万円	11億7,909万円	11億8,218万円
積立金	2億1,772万円	1億9,772万円	1億7,482万円	1億4,225万円	1億4,225万円
投資・出資・貸付金	2億2,300万円	2億2,300万円	2億2,300万円	2億2,300万円	2億2,300万円
その他の経費計	51億6,465万円	52億570万円	51億9,848万円	51億8,936万円	52億1,340万円
歳出合計	147億7,210万円	158億1,460万円	158億3,224万円	147億848万円	146億2,888万円

※ 歳入見込みと同様に、ふるさと納税関連費は未計上。

【県内類似団体との比較】 職員数の適正化

▶ 平成 18 年の合併以降、業務の効率化や組織の見直し等により、職員数は削減傾向にあります。近年、増加している業務量を踏まえ、民間への委託化をはじめ、DX の推進等により、引き続き総職員数の抑制に取り組むとともに、定年延長等の制度改革に対応しつつ、住民サービスを安定的に提供できるよう、業務量に応じた適正な職員構成に努めます。



4 財政指標等の推移 求められる徹底的な行財政改革

【町債・基金】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
町債残高	189億2,212万円	189億2,168万円	189億2,120万円	189億2,021万円	189億1,955万円
基金残高	222億4,292万円	217億8,524万円	210億2,082万円	200億8,736万円	189億140万円

▶ 合併後、最大260億円を超えた町債残高は徐々に減少していますが、公共施設の維持管理や老朽化対策、学校編成による新校舎建設などの大型事業で町債残高が高止まりしています。これまでも慎重な借り入れや繰上償還で総量規制を行い、残高の減少に努めてきましたが、大きな成果にはつながっていません。

▶ また、基金残高は、歳入補填を無計画に行うと令和9年度には約189億円で、ピーク時の令和4年度と比較して、約26億3千万円減額する見込みです。今後は「2030問題」を見据えて基金の取り崩しを抑制し、一定規模の基金残高を確保していくことが必要となります。

【実質公債費比率】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実質公債費比率	6.2	7.4	7.2	6.4	5.1

▶ 小学校の老朽化対策や公営住宅の建替え、改修等が重なる令和6年度に7.4%となる見込みで、令和3

年度県内市町村平均値6.2%を上回りますが、その後、減少に転じる見込みです。

【財政力指数】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政力指数	0.28	0.27	0.27	0.27	0.26

▶ 本町の財政力指数は令和3年度の県内市町村平均値0.53を大幅に下回っており、今後も全国でも最低レベルの状況が続く見込みです。財政構造の硬直化が

進んでいることを踏まえ、これまで以上に経常経費の抑制に努め、弾力性を保持した財政運営を図っていくことが肝要です。



- ▶ 本格的な人口減少、人生100年時代の到来、IT技術の革新など、わが国は今まで経験したことのない変化の時代を迎えており、未来に向けた大きな変革が求められています。
- ▶ 福智町が将来にわたり行財政運営を行っていくためには、未来へとつながる持続可能な財政基盤の確立が不可欠です。そのため、今まで以上に費用対効果や事業成果を踏まえた客観的かつ厳格な検証を行い、真に求められる事業への重点化を図らなければなりません。
- ▶ 一方で、本町の公共施設は老朽化が進み、多くが更新時期を迎えているため、その在り方を検証した総合的かつ計画的な整備を進める必要があります。

1 行政のプロとしての職員の意識改革

▶ 町政にとって「職員」は最大の財産であることから、職員の成長は、その価値が高まることであり、その利益は町民に対して還元されることとなります。職員一人ひとりが行政のプロとしての使命感と改革の主役であるという意識を持ち、自ら考え行動することが求められてい

ます。「高いコスト意識と経営感覚」、「費用対効果を踏まえた効率的な業務遂行」、「町の施策全体に関心を持ち、国や他自治体の施策や社会動向について情報を収集・分析・活用する力」、「前例や既成概念にとらわれない課題解決に向けた主体的な取り組み」が不可欠です。

2 事業の見直しと働き方改革

▶ 働き方改革のための法改正や対応が社会で浸透している中、本町職員の超過勤務時間は増加傾向にあり、旧態依然の状況から脱却できていません。真に行政が担うべき町益追求型の事業選択や業務改善が進まない

事業については、予算と人員配置を抑制するなど構造的な措置を講じざるを得ない状況にあります。また、各種業務が属人化することのないよう持続化に向けた事業内容の見直しを図る必要があります。

3 組織力とマネジメント力の強化

▶ 組織目標を着実に達成できるよう組織マネジメントの強化を図るとともに、複数課による横断的課題の解決にむけた組織連携を深める必要があります。

▶ 特に管理職には、広く高い視野と関連情報を分析した迅速かつ的確な判断、そして組織力を発揮できる強いマネジメント力が求められます。

4 DXによる業務効率とサービスの向上

▶「福智町 DX 推進計画」に基づき、今後の新たな技術革新や国のデジタルガバメントの方針等を踏まえながら、ICTやAI、ビッグデータ等の利活用による生産性の向上と業務の効率化に努め、窓口改革を推進します。

また、マイナンバーカードの利活用やオンライン申請、施設等のオンライン予約、キャッシュレス決済、24時間問い合わせに対応可能なチャットボットの整備等により、住民サービスの向上に取り組みます。

5 公共施設等の老朽化対策と統廃合

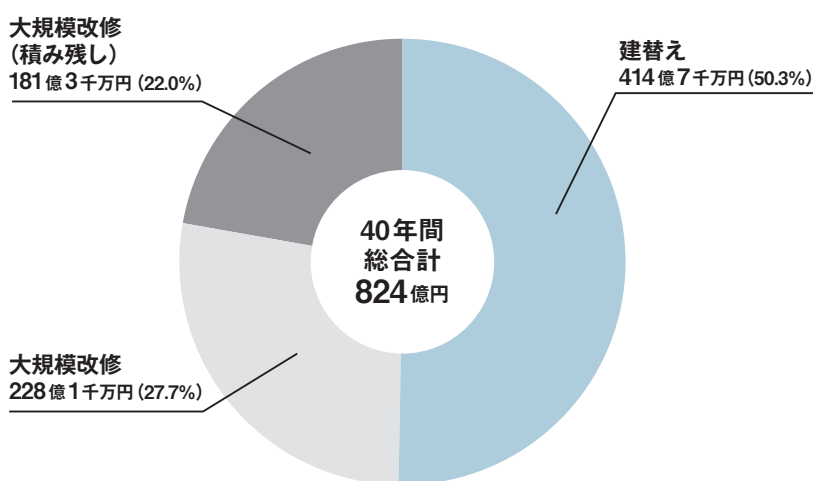
▶「福智町公共施設等総合管理計画（令和4年改定）」における福智町の住民1人あたりの公共施設延べ床面積は、10.93㎡/人（令和元年）となっており、県内自治体の平均4.18㎡/人と比較し、倍以上となる極めて高い状況が示されています。本町における現状の建築系施設をこのまますべて維持すると仮定した場合、令和9年度から令和28年度までの20年間で、建替えに309億7千万円、大規模改修に161億6千万円、計471億3千万円の更新費用が推計されています。

▶道路・橋りょうなどのインフラ施設の更新費用は、年平均約7億2千万円が見込まれており、建築系施設を合わせると、年平均26億8千万円程度の更新費用がかかるものと推計されています。

▶今後、下げ止まりの見えない人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、利用率の低い施設の見直しやダウンサイジング、廃止、統廃合、民営化を進める必要があり、公共施設のマネジメントをさらに強化しなければなりません。

【将来更新費用の推計】

区分（10年毎）	建替え	大規模改修	大規模改修（積み残し）	合計
2017年▶2026年	3億5千万円	60億2千万円	181億3千万円	245億円
2027年▶2036年	101億6千万円	120億円	—	221億6千万円
2037年▶2046年	208億1千万円	41億6千万円	—	249億7千万円
2047年▶2056年	101億4千万円	6億2千万円	—	107億7千万円
40年間総合計	414億7千万円	228億1千万円	—	824億円



資料：福智町公共施設等総合管理計画
（令和4年3月改訂）

6 財政基盤の堅持

▶ 近年の財政状況は、社会保障関係経費をはじめとした義務的経費が増加傾向にある中、生産年齢人口をはじめとした人口減少に伴う地方税や交付税等の減収が懸念されており、さらなる物価上昇の影響に伴い、經常経費の拡大が見込まれています。加えて、老朽施設の維持管理費や公共施設の統廃合に伴う投資的経費の増加が見込まれており、頻発する豪雨災害対応など、本町の財政を取り巻く環境は予断を許さない状況が続くことが予想されています。

▶ 經常収支比率においては、状況によって、今後数年で100%を超えることが懸念されています。財政の硬直化が進行していく中で、今後も真に必要な住民サービスを持続的に提供できるよう各事務事業の抜本的な見

直しを進める必要があり、選択と集中の原理に基づいた予算配分による健全財政の堅持が求められています。特に、プライオリティ（優先度）の高いアウトカム（事業の効果・成果）を重視した事業を推進しつつ、スクラップアンドビルドによる事業の最適化と質の向上を追求する必要があります。

▶ このような中、本町は、定住人口・関係人口の増加による地域活性化及び税収の増加を図るべく、「子育て支援の強化」、「課題解決に向けた行政DXの推進」、「公共施設の機能と量の最適化」、「企業誘致につなげるふるさと納税の拡充」の4つの重点施策を掲げ、施策の合わせ技を駆使したベストミックスな政策による持続可能なまちづくりに取り組みます。

7 負担以上の価値と財産を残す

▶ 財政の構造上、時代における応分の負担をなくすことはできません。私たちは先人から受け継いできたように、常に負担を将来へ課してしまう訳ですが、それは同時に財産も残していくからこそ、次世代に負担をお願いすることに他なりません。

▶ 町政に携わる私たちは、今まさに次代への責任を負っています。負担が将来にかかってしまう以上、ソフト、

ハード、財源確保の面において「どのような財産を後世に残せるか、残すべきなのか」ということを念頭に置き、「人財」と「予算」というまちの限られた資源を最大限有効に活用しなければなりません。一人ひとりがコスト意識と費用対効果を踏まえて熟慮し、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の原則に基づいた業務の遂行が強く求められています。

8

【DX】▶ デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活のスタイルを変容することです。（「DT」ではなく「DX」と表記されるのは、英語圏で「trans」を「X」と略すため）

【デジタルガバメント】▶ 行政のIT・デジタル化を進める国の取り組みを意味します。日本が目指すものは行政サービスの100%電子化で、その考えは、ワンスオンリー、ワンストップなどのデジタルガバメント三原則に表わされています。

【チャットボット】▶ 「チャット（会話）」と「ボット（ロボット）」を組み合わせた言葉で、自動会話プログラムのことを指します。

【最小の経費で最大の効果を挙げる】▶ 地方自治法第2条に規定されている地方自治行政の基本原則。



1 予算・決算

予算

▶ 一定期間（会計年度）における収入及び支出の見積りで、行政がどのような形で行われるかを具体的に表現したものです。予算は、町長が調製し、議会へ提出されたのち、議会の議決を経て成立します。

決算

▶ 一会計年度における収入と支出の実績です。決算は、会計管理者が調製し、町長に提出。その後、監査委員の審査に付し、議会の認定を経て確定します。

2 会計区分

一般会計

▶ 福祉や医療、教育、道路・公園の整備など町の基本的な経費を網羅した基本となる会計です。

特別会計

▶ 町が特定の事業を行う場合に、歳入歳出を区分して収支経理を行う会計で、法律や条令により定められたものです。本町では、国民健康保険事業、後期高齢者医療費事業などの特別会計を定めています。

公営企業会計

▶ 当該事業を行うことで得られる収入によって事業経費をまかなう、独立採算を原則とした会計です。

普通会計

▶ 会計は、一般会計・特別会計によって構成されますが、各自治体で会計の範囲が異なります。本町では一般会計に「福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計」を加えたものを普通会計としています。

3 予算区分

当初予算

▶ 年度開始前に一会計年度の年間予算として当初に成立した予算で、この予算をもとに各事業を実施します。町長が調製し、議会の議決を経て成立します。

補正予算

▶ 予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算を指します。当初予算と同様に、議会の議決を経て成立します。

暫定予算

▶ 年度開始までに本予算が成立しない場合に、年間の予算が成立するまでの期間に必要最小限度の経費で編成する暫定的な予算です。

骨格予算

▶ 町長や議員選挙時期のため、政策的な判断ができないなどの理由により、政策的経費や新規事業費等の予算計上を避け、人件費などの必要最小限度の経費で編成する予算です。

肉付け予算

▶ 骨格予算編成後に、骨格予算となった事由が解消し、政策的経費や新規事業費等を加えた予算を肉付け予算といいます。

4 予算の内容

歳入

▶ 会計年度における全ての収入を指し、歳入予算とはその見積りとなっていますが、収入の限度や内容を制限する拘束力はありません。

歳出

▶ 会計年度における全ての支出を指し、歳出予算とはその見積りであると同時に、支出の限度や内容を制限する拘束力を有しています。

継続費

▶ 2か年度以上に渡って事業等を実行するにあたり、支出すべき総額や年度割について、議会の議決を経て数年度に渡って支出することが可能となる経費です。

繰越明許

▶ 何らかの事由で当該年度に支出が終わらない見込みのものについて、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用できる制度を指します。



通次繰越

▶ 継続費の各年度で設定した年度割額のうち、何らかの理由で執行できなかった部分について、最終年度まで繰り越しを行って使用できる制度を指します。繰越額は次の議会で報告します。

事故繰越

▶ 予算成立後に発生した避けがたい事事情により、年度内に事業が完了しなくなった場合に予算を翌年度に繰り越して使用できる制度を指します。繰越額は次の議会で報告します。

債務負担行為

▶ 工期が複数年度にわたる場合など、翌年度以降にも支出を行う必要がある事業について、契約締結（債務負担）をするためなどに、予算として議会の議決を経るものです。債務負担行為の設定は、事項や期間、限度額を予算として定める必要があります。

5 歳入予算

一般財源

▶ 使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、町税や地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

特定財源

▶ 使途が特定されている財源で、国県支出金や地方債、分担金・負担金、使用料・手数料などがあります。

町税

▶ 町内に住所・居所を置く個人・法人や町内に資産を有する町外者等に賦課される税で、町民税や固定資産税、軽自動車税、入湯税などがあります。

地方交付税

▶ 地域状況によって生じる地方税収の差などを調整するため、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、財源が足りない地方公共団体に交付されます。一定の算定により交付される「普通交付税」と、災害その他、特別の財政需要に応じて交付される「特別交付税」があります。

地方譲与税

▶ 本来地方税となるべき税源を、国が徴収したのち、交付するものです。「地方揮発油譲与税」「自動車重量譲与税」「森林環境譲与税」が財源となります。

県税交付金

▶ 県税として徴収される税の一部が、法律に基づき市町村に交付されるものです。「地方消費税交付金」「環境性能割交付金」「軽油引取税交付金」「利子割交付金」「配当割交付金」などがあります。

分担金及び負担金

▶ 町の事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものです。負担金は、地方公共団体が、他の地方公共団体や住民に課するものです。

使用料及び手数料

▶ 公共施設の利用料金や特定の者に対する役務の対価などをいいます。公民館施設の使用料金や住民票の写しの発行手数料などがあります。

国庫支出金

▶ 国と地方公共団体の経費負担の考えに基づき、国から使いみちを指定して交付されるお金で、負担金や委託費、特定の施策の奨励・財政援助のための補助金などがあります。

県支出金

▶ 法令の規定や県施策の必要性等に基づいた特定の事業に対して、県から使いみちを指定して交付されるお金です。負担金や委託費、特定の施策の奨励・財政援助のための補助金などがあります。

財産収入

▶ 公有財産のうち、行政財産を除いた財産の貸し付けや用地の運用、売払いによる収入で、基金運用利息などがあります。

寄附金

▶ 使途を制限されない一般寄附金と、使途を指定された指定寄附金があります。ふるさと納税も寄附金にあたります。

繰入金

▶ 一般会計や特別会計、基金の間で相互に資金運用をするものです。他の会計や基金からその会計に資金が移される場合を繰入といい、その会計から他の会計に資金を移す場合を繰出といいます。

繰越金

▶ 翌年度の財源として繰り越したもので、決算により生じた剰余分の繰越金と、翌年度に繰り越した事業の財源としての繰越金があります。



地方債（町債）

▶ 年度間の負担の公平性確保などから、建設事業等の財源とするための長期借入金で、償還が一般会計年度を超えるものをいいます。

諸収入

▶ 他の収入科目に含まれない収入をまとめたもので、延滞金や預金利子などがこれにあたります。

一時借入金

▶ 一般会計年度において、現金が不足した場合に、金融機関などから一時的に借入れを行うもので、当該年度内に償還するものを指します。

自主財源

▶ 町が自主的に収入できる財源で、町税や使用料、手数料、財産収入等がこれにあたります。この割合が高いほど自主的な行政運営ができることを指します。

依存財源

▶ 国や県から交付されたり割り当てられたりする財源で、国庫支出金や県支出金、町債、地方交付税などを指します。

6 歳出予算（目的別）

議会費

▶ 議会の活動に要する経費で、議員報酬や政務調査費などの経費です。

総務費

▶ 庁舎管理や徴税、選挙、情報システム管理など町の運営全般に係る経費です。

民生費

▶ 社会福祉の充実を図るため、児童や高齢者、障がい者福祉等のための施策として、介護給付費の支給や手当の支給、団体への補助等の施策を行っており、民生費は、これらの諸施策の推進に要する経費です。

衛生費

▶ 健康増進や衛生管理のため、予防接種や健康診断、環境調査、ごみ収集などに要する経費です。

農林水産費

▶ 農林水産業の振興のため、農業委員会の運営や生産基盤整備などに要する経費です。

商工費

▶ 商工振興や観光、企業誘致などに要する経費です。

土木費

▶ 生活基盤整備のため、道路や公園などの建設や維持などに要する経費です。

消防費

▶ 消防体制の維持や風水害対策等の災害防除などに要する経費です。

教育費

▶ 教育委員会の運営や学校の管理、教育備品の整備などに要する経費です。

公債費

▶ 自治体が行う借金である地方債（町債）の返済等に要する経費で、元金と利子、町債発行や返済にかかる手数料等も含まれます。

7 歳出予算（性質別）

人件費

▶ 町職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費が含まれます。

物件費

▶ 維持補修費や補助費等以外の消費的経費を指し、旅費や報償費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費などが含まれます。

維持補修費

▶ 公共施設を維持・補修などの経費です。

扶助費

▶ 主に福祉や医療に必要な経費です。

補助費等

▶ 主に公益上必要がある認められる団体などに対して、町が交付する補助金や他団体と共同して事業を行うための負担金などの経費です。

公債費

▶ 地方債の償還に係る経費を指します。

積立金

▶ 特定の目的を達成するため、計画的な財政運営を行うための基金への積立てを指します。

投資及び出資金・貸付金

▶ 財産を有利に運用するための国債などの取得、財団法人等に対する貸付金などの経費です。

繰出金

▶ 特別会計・公営企業会計に支出される経費です。



普通建設事業

▶ 社会資本を形成するための道路や橋りょう、学校などの公共施設の新增設等などに要する経費です。

義務的経費

▶ 一般会計の支出のうち、人件費・扶助費・公債費の3つを合わせた費用。毎年必ず支出が必要となる固定的な経費を指します。

投資的支出

▶ 支出の効果が資本形成に向けられ、施設などの将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費、災害復旧費などを指します。

経常的経費

▶ 毎年度固定的に支出される経費で、経常的な事務事業や行政水準を維持に必要な経費を指します。

8 財政指標

経常収支比率

▶ 人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、町税や普通交付税などの経常的な収入が一般財源にどの程度充てられているかを表す指標です。比率が高いほど、経常経費以外に使えるお金が少ない状態で、財政が硬直している状況といえます。

健全化判断比率

▶ 法に基づく財政指標で、4つの指標があります。いずれの指標にも早期健全化基準・財政再生基準が設定され、財政再生基準に達すると「財政再生団体」となり、財政再生計画の策定・公表などが義務付けられたり、地方債発行ができなくなったりします。

【実質赤字比率】

収入総額に対する、一般会計などの赤字割合で、数字が無い場合は、赤字会計が無いことを示します。

【連結実質赤字比率】

収入総額に対する、全会計の赤字割合で、数字が無い場合は、赤字会計が無いことを示します。

【実質公債費比率】

収入総額に対する、借入金返済額などの割合で、数字が小さいほど返済の負担が少ないことを示します。

【将来負担比率】

町の借入金などの負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

資金不足比率

▶ 法に基づき、決算ごとに算定・公表が義務付けられている財政指標です。公営企業ごとの1年間の事業規模に対する、資金の不足額の割合を計算したもので、比率が経営健全化基準に達すると、経営健全化計画の策定・公表などの義務が生じます。

9 その他

基金

▶ 自治体の貯金を意味し、それぞれ目的をもって、積み立てや取り崩しを行っています。設置には、条例に定める必要があります。

【財政調整基金】

年度間の財源の不均衡を調整するために設定している基金です。経済事情の変動で財源が不足する場合や災害、大規模な建設事業の経費、その他やむを得ない理由で生じた経費などの財源として活用します。

【減債基金】

町の借金を返すための資金をあらかじめ確保し、財政を健全に運営するために積み立てる基金です。

【その他の基金】

特定目的基金と呼ばれ、それぞれ目的を定めています。

過疎債（過疎対策事業債）

▶ 過疎地域における財政上の特別措置として設けられ、対象事業費の100%を国から借り入れることができ、その元利償還金分の70%が地方交付税に算入される有利な財源です。

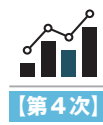
合併特例債

▶ 合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業費の95%を借り入れることができ、その元利償還金分の70%が地方交付税に算入される有利な財源です。

予備費

▶ 景気の変動や突発的な災害など、前もって予見し難い事態による予算の不足に充てるための経費です。

※ 財政用語は主だったものを列記しています。その他にも多数の重要な財政用語が存在します。



【第4次】

令和5年(2023) ▶ 令和9年(2027)

中期財政計画



福智町役場総務課財政係／令和5年(2023)